

第5報

与那国町における新型コロナウイルス感染症への対応について

政府は5月25日、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を全面解除いたしました。与那国町民の皆様におかれましては国、沖縄県、与那国町からの新型コロナウイルス感染症への対策にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

政府が緊急事態宣言を全国で解除したことを受けて沖縄県は、県内離島間の自粛要請を5月末で解除すると発表しました。6月以降は他都道府県の動向を踏まえながら段階的に緩和するとしております。新型コロナウイルス感染症は今後、第2波、第3波の感染流行が予想されており、長期的な対策が求められています。引き続き、町民の皆様におかれましては、不要不急の渡航は控えていただきたいと思っております。また、検温や健康チェック、外出時のマスク着用や三密の回避、手洗い、手指消毒などの徹底をお願いします。

第5報では、与那国町が単独で給付する「与那国町特別定額給付金」3万円の給付方法や農家・漁家の皆様への一律5万円の見舞金給付、事業者向けの協力金給付に関しお知らせいたします。

新たな日常生活をつくり上げるには、町民の皆様方の新型コロナウイルス感染症対策へのご理解、ご協力が必要です。今後とも感染症対策にご理解、ご協力をよろしく申し上げます。

令和2年5月29日

与那国町長 外間守吉

●島外への渡航及び来島者について

町民の皆様には、不要不急の渡航自粛をお願いしているところではありますが、政府の緊急事態宣言の全面解除を受け、6月1日以降は、島外への渡航（外国を除く）自粛要請を解除いたします。帰島後は自己健康観察を徹底して頂きたいと思っております。また、島外から来島される方々については、滞在日数にかかわらず、検温や健康チェック、外出時のマスク着用や三密の回避、手洗い、手指消毒などの感染防止策の徹底をお願いします。宿泊先の感染防止対策にご協力ください。

新しい生活様式を実践しましょう！



外出控え

密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

与那国町特別定額給付金に関する申請について

新型コロナウイルス対策で国民1人当たり一律10万円を給付する「特別定額給付金」については、約8割の町民の皆様にご給付いたしました。申請がまだな方は、早めに手続きをお済ませください。

国の「特別定額給付金」10万円とは別に、与那国町単独で「与那国町特別定額給付金」を町民1人当たり3万円給付をいたします。申請書は追って郵送されますので早めの手続きをお済ませください。

令和2年5月29日 与那国町長 外間守吉

給付対象者、受給権者及び給付額

- ・ 基準日（令和2年4月27日）において、与那国町住民基本台帳に記録されている方
- ・ 受給権者は、その方の属する世帯主
- ・ 給付対象者1人につき3万円

対象者の特例

- ・ 与那国町住民基本台帳に記録されていない高校生についても給付の対象とする。
この場合、特別定額給付金申請書に加筆にて申請して下さい。（在学証明書を添付）
- ※第2弾「与那国町特別定額給付金」の追加支給を予定しております。

給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の郵送申請方式を基本とし、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

郵送申請方式

- ・ 役場から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに返信用封筒により役場に郵送
- ・ オンライン申請はご利用できません。

申請期間及び給付について

- ・ 申請受付期間は、申請書発送後～令和2年9月30日まで
- ※受付期間を過ぎますと給付金を受けることができませんのでご注意ください。
- ・ 給付金は、申請書確認後、速やかに指定口座へ振込み致します。

事業者向け給付金の申請受付について

～与那国町感染症影響対策緊急支援協力金給付の申請手続き～



与那国町は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上げ及び生産活動が著しく停滞しているなか、島内における経済活動を支援するため、緊急支援として予算の範囲内において、対象となる事業者又は個人へ緊急支援協力金を給付することとなりました。

今回、要綱による給付対象事業が対象の可能性のある事業者又は個人で、給付希望者は下記事項を十分確認したうえで、給付申請書を窓口、又は郵送で資料等を添付の上、提出して下さい。

審査後「給付決定通知書」又は「不給付決定通知書」を記載の住所へ郵送いたします。

協力金の額: 昨年度の収入額等の条件により**10万円～30万円**を給付します

受付期間: **令和2年6月1日～令和2年9月30日**まで ※申請受付は期限がありますのでご注意ください

令和2年5月29日 与那国町長 外間守吉

給付の条件等

①給付対象事業

この協力金の交付の対象となる事業等は、次に掲げる事業とする

- (1) 宿泊業者
- (2) 飲食店業者
- (3) 土産物店業者
- (4) ダイビング業者
- (5) 体験施設業者
- (6) レンタカー業者
- (7) その他(上記以外で相当と認められる場合)



②給付の対象者

この給付の対象者は、町内に居住または経済活動する事業者、又は個人で、次に適合するかた

- (1) 令和2年3月31日時点で、与那国町内に事業所があり営業の実態がある法人、個人事業者
- (2) 昨年確定申告を行った方等
- (3) 営業許可や事業開設届けの提出が明らかであること

③添付書類

本事業で給付を受けようとする申請者は、下記の書類等を提出することとする

- (1) 誓約書兼同意書
- (2) 営業の実態がわかる書類(営業許可証又は事業開設届の写しなど)
- (3) 確定申告書第1表(令和元年年分)、又は営業収支が分かる書類の写し
- (4) 本人確認書類写し(運転免許書、離島割引カードなど)
- (5) 振込先口座の写し
- (6) 委任状(本人以外の申請者のみ)

申請書類等はホームページにアップします。
又は、役場窓口までお越しください。



農家・漁家への支援見舞金支給の申請について



与那国町は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上げ及び生産活動が著しく停滞しているなか、農林水産業における経済活動を支援するための緊急支援として予算の範囲内において、農業従事者及び漁業従事者へ緊急支援見舞金を支給することとなりました。

今回、町が定める支援見舞金要綱による支給対象の可能性のある農業従事者及び漁業従事者で、支給希望者は下記事項を十分確認したうえで、支給申請書を窓口、又は郵送で資料等を添付の上、提出して下さい。

審査後「支給決定通知書」又は「不支給決定通知書」を記載の住所へ郵送いたします。

受付期間: 令和2年6月1日～令和2年9月30日まで ※申請受付は期限がありますのでご注意ください

令和2年5月29日 与那国町長 外間守吉

支給の条件等

支給対象者及び支給金額

この見舞金の交付の対象となる者は、町内に居住（住民登録）し経営活動する農業従事者及び漁業従事者で次に適合する方に一律5万円支給します。

(1) 農業従事者

- ・昨年の確定申告を行った方等
- ・JAおきなわ与那国支店の各部会に所属している組合員で、昨年一年間においてJAおきなわ与那国支店及び農業生産法人と農畜産物の取引のあった農業従事者。



(2) 漁業従事者

- ・昨年の確定申告を行った方等
- ・与那国町漁業協同組合の組合員で、昨年一年間において与那国町漁業協同組合へ水揚げのあった漁業従事者。

(3) その他(上記以外で相当と認められる場合)

添付書類

本事業で支給を受けようとする申請者は、下記の書類等を提出するものとする。

- (1) 確定申告書(令和元年年分)写し
- (2) 住民票抄本
- (3) 本人確認書類写し(運転免許書、離島割引カードなど)
- (4) 振込先口座の写し
- (5) 委任状(本人以外の申請者のみ)

申請書類はホームページにアップ
します。役場でも受け取れます

